

慰霊巡拝遺族代表選考基準等

1. 遺族代表の選考

(1) 遺族の範囲

慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者（再婚した者を除く。）、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪であること。

ただし、政府の実施した当該戦域における慰霊巡拝に参加したことの無い者を優先することとする。

(2) 遺族代表としての条件

ア 健康状態が良好な者で、航空機等による長途の旅行及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられる者であること。（この判定は、医師の証明書によることとする。）

イ 遺族代表としてふさわしい者であること。

2. 参加者の決定

(1) 厚生労働省社会・援護局において、都道府県からの推薦者中より、上記1及び都道府県からの優先順位を勘案の上参加者を内定することとし、内定結果については各都道府県民生主管部（局）長あて通知する。

(2) 参加希望者については、健康状態を確認するため、上記1（2）アに基づき、参加希望者ご本人及びご家族への質問票（健康チェック票）を提出することとする。また、そのうち参加内定者については、医師の証明書を提出することとする。

(3) 最終的な参加決定者は、医師の証明書等により慰霊巡拝に耐えうる者であると判断した上で決定することとし、その決定結果及び参加者の補助金額については、各都道府県民生主管部（局）長あて通知する。

(4) なお、予定参加人員を超える申請者があったときは、遺族代表の選考条件を満たす者についても参加をお断りする場合がある。

3. 提出書類

参加希望者及び参加内定者が提出する書類は次のとおりとする。

(1) 参加希望者が申請時に提出する書類（参加希望者全員）

ア 内申書

イ 戦没者と参加希望者の親族関係が確認できる資料（戸籍等）

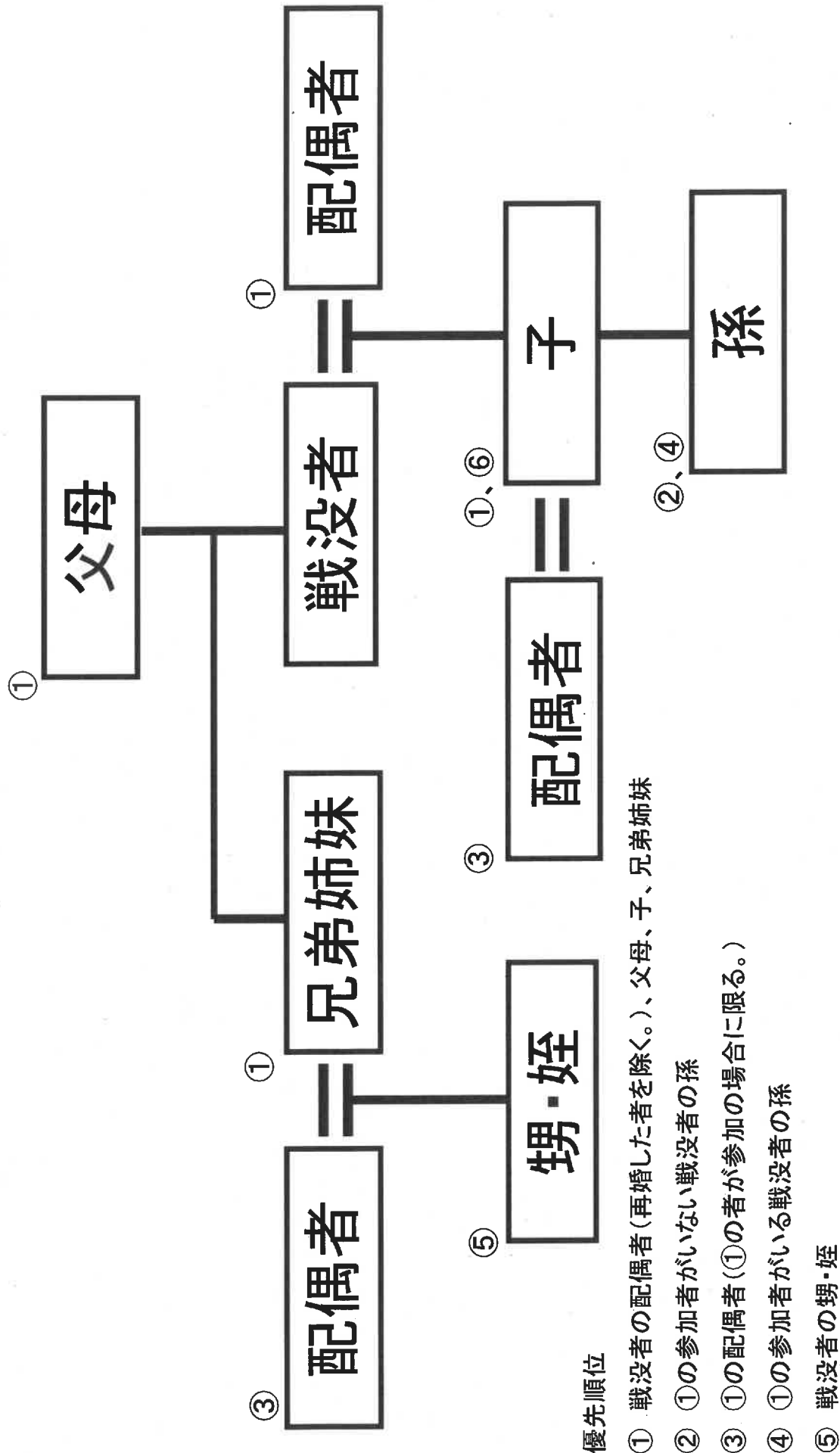
ウ 戦没者の戦没地点が確認できる資料（死亡公報等）

エ 参加希望者及びご家族への質問票（健康チェック票）

(2) 参加内定者が提出する書類

ア 医師の証明書

慰霊巡拝対象遺族の範囲



※初参加となる遺族に優先的に参加していただく目的から、過去に参加経験のある者は原則として定員に空きがある場合のみ参加を認める。